

# 米国における財務報告制度の背景と 会計基準設定主体

野 尻 和 仁

## 目 次

- はじめに
- (1) 米国における財務報告制度の背景
  - (2) 1933年証券法と1934年証券取引所法
  - (3) SEC による会計原則設定権限の委任
  - (4) アメリカ会計学会による貢献
  - (5) 会計原則審議会 (APB) の活躍
  - (6) 財務会計財団 (FAF) と財務会計基準諮問委員会 (FASAC)
  - (7) 財務会計基準審議会 (FASB)
  - (8) FASB の会計基準設定体制
  - (9) 米国における財務報告制度を支える GAAP
- 結 び

## はじめに

米国における財務報告制度の萌芽は、19世紀末の州際通商委員会 (Interstate Commerce Commission) による鉄道会計の年次報告書の規定やニューヨーク証券取引所をはじめ各種業界団体による会計処理の統一化への努力などに見出すことができる。また、1900年前後には州会社法を中心に財務報告に関する一定の制度的枠組が設定されつつあった。しかし、当時、会社の財務報告を支配する強制力のある基準といったものは存在していなかった。

米国の近代的な財務報告制度の成立は、1929年の大不況を契機としたいわゆる1933年証券法 (Securities Act)、1934年証券取引所法 (Securities and

Exchange Act) の制定にもとめることができる。これら証券二法により証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission; 以下 SEC と示す) が設立され、SEC に対して会計原則設定を含む大幅な行政権限が与えられた。これにより、法的には SEC が唯一の会計原則設定機関となったが、SEC は会計原則を直接自ら設定するというよりは、むしろ、民間の会計専門団体 (プライベート・セクター) にそれを委譲する方針をとった。ここに、民間の会計専門団体とは、かつての会計手続委員会 (CAP) や会計原則審議会 (APB)、現在の財務会計基準審議会などである。そして、会計専門団体は、SEC による「有力な権威ある支持」に基づいて会計原則を設定し、それを SEC が追認することとなり、その関係が今日まで続いている。

そこで、本稿では、証券二法が成立するまでの経過と、成立後の財務報告制度への影響や会計原則設定機関の変遷などについて考察する。

## (1) 米国における財務報告制度の背景

米国における財務報告制度は、1929年10月24日「暗黒の木曜日」(Black Thursday) のニューヨーク証券取引所の株価大暴落をきっかけとした世界大恐慌という経済的要因を契機として、その制度的基盤が形成された。

1920年代までは、銀行に対する会計情報の提供を目的とする、いわゆる信用目的の財務報告が主流であり、株主への財務報告は取締役の自由判断に任されていたということもあって、ほとんど無視されていた。当時、会社の財務報告に関する強制力と権威のある基準というものは存在していないというのが実情であった。

しかし、1929年の大恐慌を契機に、企業倒産が続出し、株主が多大な被害を被って、当時、推定1,000万～2,000万人ともいわれる一般投資家 (general investors) を保護すべきであるという気運が高まり、1930年にはジョージ・O・メイ (George O. May) を会長とする「アメリカ会計士協会と証券取引所の協力特別委員会」(Special Committee on Cooperation with Stock Exchange of American Institute of Accountants) が設立され、その検討結果が1932年に

ニューヨーク証券取引所上場委員会宛てに、書簡の形で報告された。この書簡は、①証券取引所等へ提出する財務諸表は監査済みのものとする、②「一般に認められた会計原則」を設定すること、③収益力 (earning capacity) の表示を目的とする損益計算書を重視すべきであること、④貸借対照表上の資産・負債は必ずしも決算時の価値を示すとは限らないということ、の認識などを提案していた。

これに基づいて、ニューヨーク証券取引所は、1933年に一般投資家保護の立場から全上場会社に対して公認会計士による監査済財務諸表の提出を要求した。この新方針は他の州の証券取引所でも採用され、さらに1933年の証券法 (Securities Act of 1933) や1934年の証券取引所法 (Securities and Exchange Act of 1934) によって法制化されるに至った。

以降、米国の財務報告制度は、連邦法である1933年証券法と1934年証券取引所法によって規制、形成され、この証券諸法の実施と運用は1934年証券取引所法によって設立された証券取引委員会 (SEC) (大統領の任命による任期5年の5名の委員で構成) が行うこととなった。そして、SEC には、1933年証券法第19条(a)および1934年証券取引所法第13条(b)によって、当二法の実施・運用に必要なルールや会計原則の設定・改廃に関する広範な権限ならびに、違反者に対する強制執行権限が与えられ、もって証券市場の健全なる発展と一般投資家の保護をはかることが期待された。

一方、当時の州会社法も株主用報告書作成のための会計規定を設けてはいたが、一般的に会計帳簿の作成、財務諸表の作成・送付に関する規定や、配当規制規定にとどまっていた。従って、貸借対照表能力や評価など会計の実質面に関する規定はもちろん、財務諸表の表示に関する規定も設けられていなく、実際上あまり機能していなかった。(森川八州男「アメリカ会計法制の動向」『企業会計』1983年8月号、63頁)

## (2) 1933年証券法と1934年証券取引所法

1933年証券法は新規の有価証券の公募・発行を行う会社のSECへの登録届出書 (registration statement) 提出義務と証券購入者への目論見書 (prospectus) の直接的公開義務 (証券発行市場の規制) について規定した。また、1934年証券取引所法は証券取引所上場会社又は店頭登録会社の年次報告書 (annual report)・四半期報告書 (quarterly report)・臨時報告書 (current report) (支配株主や監査人の変更等重要事項発生の場合) 及び委任状説明書 (proxy statement) (委任状の代理行使勧誘の場合) のSECへの提出義務 (証券流通市場の規制) について規定した。そして、SECはこれらの財務書類の開示要件・様式・内容等形式面についてレギュレーション S-X (Regulation S-X) を制定し、会計・監査上の諸問題の解釈指針として会計連続通牒 (Accounting Series Releases、以下 ASR と略す) を必要に応じて発表してきた (但し、ASRはその全面的見直しを行って1982年4月に財務報告通牒— Financial Reporting Release, FRR—と名称が変更された)。他に、SECの財務報告の源泉として、レギュレーション S-K、SECスタッフ会計公報等が公表された。レギュレーション S-K は非財務的な報告書の開示について規定し、SECスタッフ会計公報 (Staff Accounting Release) では、SECスタッフによるレギュレーションの追加的な解釈指針を提供してきた。

## (3) SECによる会計原則設定権限の委任

SECは、会計原則とくに会計処理に関する実質的規定の設定に関しては、その設立当初より、プライベートセクターである民間の会計専門団体にそのほとんどを委譲し、その設定プロセスに介入する程度にとどめてきた。これは、元来、連邦内の各州という個別的主体が存在し、その個別を重視し、連邦政府による個々の州への干渉を極力排除するという米国の政治的環境や、新しい問題点については、まず従来からの慣行を重視し、そこでの個別的な問題解決を志向するという独自の文化的環境、新しい問題の処理にあたっては一般的原则

としての法典を出発点とするのではなく、判例を出発点とするという法的環境によるものと思われる（染谷恭次郎編著『国際会計論』中央経済社 昭和59年、44頁）。

また、専門性を重視し、法による直接的統制を嫌うという米国の社会的環境によるところも大きく、結果的には、刻々と変化する企業の会計実務上の要求にも柔軟かつ迅速に対処でき、また、監査実務上も会計士の裁量の余地を大きくするものとなった。反面、企業側の要求に傾斜しすぎて一般投資家への配慮に欠けたり、法的権威に欠けるという問題点も生じることとなった。

会計原則設定の権限を公式の形でプライベート・セクターに委ねたのが、1938年の会計連続通牒（Accounting Series Release, ASR）第4号であった。ASR 第4号では、証券二法に基づいてSECに提出される財務諸表は、一般社会から高く評価され信用されている、いわゆる「相当の権威ある支持（substantial authoritative support）」による会計原則に従って作成されることを要し、それに反する財務諸表は誤っており、証券法違反と看做すとし、また、SECが同意できないような会計原則がプライベート・セクターによって作成された場合は、SECとしての独自の見解を表明したり、自ら会計原則を作成することもありうるとした。これを受けてアメリカ会計士協会（The American Institute of Accountants, AIA）（1887年、アメリカ公共会計士協会として設立、1916年に改名）は、1918年設立の会計手続特別委員会（The Special Committee on Procedure）と1936年設立の会計原則形成特別委員会（The Special Committee on Development of Accounting Principle）とを統合して、1936年に会計手続委員会（Committee on Accounting Procedure, CAP）を設立し、これに会計原則設定の権限を与えた。

CAPは、会計実務上の具体的問題が発生する都度、幅広い会計実務慣行の中から「一般に認められた会計諸原則（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP）」を抽出し、1939年から59年までの間に51の会計研究広報（Accounting Research Bulletins, ARB）を発行した。しかし、これは必ずしも理論的、体系的なものではなく、後に実務界等から批判を受けることとなった。

#### (4) アメリカ会計学会による貢献

当時、アメリカ会計学会 (American Accounting Association, AAA) (1916年、アメリカ大学会計学教師協会として設立、1936年改名) も理論的規範の面からの会計原則の体系化・成文化に力を注ぎ、米国の財務報告制度の発展に多大の貢献をした。AAA は GAAP の形成を委ねられた団体ではなく、実務に対する影響は間接的なものであったが、1936年には会計原則試案 (A Tentative Statement of Accounting Principles) を公表し、以後、1941年、48年、57年と一連の改訂版を公表し、会計の基礎的概念や会計原則の確立に多大の貢献をした。特に、1938年公表のサンダース、ハットフィールドおよびムーア (Sanders, Hatfield, and Moore) の3氏による「会計原則一覧 (A Statement of Accounting Principles)」は、わが国の「企業会計原則」の制定においても重要な役割を果たした。

AIA は、個別的な会計処理問題について部分的・事例的方法によって会計原則を形成したのに対し、AAA は首尾一貫した理論的体系のもとに一般的・包括的に会計原則を形成していったが、結論的部分では非常に類似したものとなっており、両者は相互補完的なものとなっていた。

#### (5) 会計原則審議会 (APB) の活躍

AIA は、1957年にアメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) と名称を変更し、会計原則の本格的な研究活動を開始して、1959年には CAP を解散し会計原則審議会 (Accounting Principles Board, APB) (AICPA 理事会選出の任期3年、18名の委員で構成) を発足し、またその研究機関として会計調査研究部 (Accounting Research Division, ARD) を設けた。APB には、AICPA の公式見解としての「意見書 (APB Opinions)」と、「ステートメント (APB Statements)」を公表する権限が与えられた。「意見書」は、SEC によって GAAP とみなされ、法的強制力のある会計原則とされたが、「ステートメント」は何等の法的強制力をもつものでは

なかった。「意見書」は後述の FASB ステイトメント等によって失効していない限りは、現在でもその効力を有している）。APB は1962年から約10年間に、31の「意見書」と、4つの「ステートメント」を公表し、また ARD からは15の「会計研究叢書（Accounting Research Study, ARS）」が公表され、財務報告制度の発展に大きく貢献した。

APB は、ARB が多様な原則・手続を認め、多くの代替的な会計実務を認めすぎていたために利用者をいたずらに混乱させたという問題点に対処するために、GAAP の理論的・体系的構築と強制力ある会計原則の設定という目的で発足したものである。しかし、APB は非常勤の委員で構成され、スタッフも欠員状態で、調査研究体制も不十分であり、さらに ARD との連係もあまりとれていなかったために、ARS が意見書に十分反映されず、その実態は ARB と変わらないものとなり、ARB と同様の批判にさらされる結果となった。また、会計原則の設定主体である APB が AICPA 内部に設置され、形式上も實質上もその独立性に疑問があり、その設定過程でも外部への公開や公開草案の公表等による外部利害関係者の意見の反映を行なわなかったために、会計原則自体の中立性・公正性にも疑問がもたれ、産業界等からの支持を失うこととなった。そこで、AICPA は1971年1月にウイト委員会（委員長；F.M.Wheat）を設けて新しい GAAP の設定のための再検討をはじめ、その勧告に基づいて、1972年6月には APB を解散し AICPA とは独立した組織として財務会計財団（Financial Accounting Foundation, FAF）が設立された。

## (6) 財務会計財団（FAF）と財務会計基準諮問委員会（FASAC）

FAF は AICPA, AAA, 財務アナリスト連盟（Financial Analysts Federation）（1990年より投資管理・研究調査協会—Association for Investment Management and Research, AIMR—に名称変更）、財務担当重役協会（Financial Executives Institute, FEI）、全米経理担当者協会（National Association of Accountants, NAA）（後に、管理会計協会—Institute of Management Accounting, IMA—に名称変更）という複数の支援組織によって設立され、（さらに後には、支援組織

として、証券業協会—the Securities Industry Association, SIA—と、政府財政担当役人協会—the Government Finance Officers Association, GFOA—、全米各州の監査人・コントローラー・財務役協会—National Association of State Auditors, Comptrollers and Treasurers, —NASACT—が加盟した)、これら支援組織の多様化によって、いかなる組織からの干渉をも排除した独立の非常利法人とされた。FAF は、無給で非常勤の9名（後に16名に増員）の理事から構成され、任期は原則として3年であり、FAF の管轄下に設置された財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, FASB) や財務会計基準諮問委員会 (Financial Accounting Standards Advisory, Council, FASAC) 等のメンバーの任命や支援組織からの資金調達等を主な任務とした。

FASB 体制の一つとして1972年に設立された FASAC は企業、学界、銀行、会計事務所等から選ばれた財務会計・財務報告に精通している34～40名の委員から構成される（委員長以外は任期1年、無給、非常勤）。その主な任務は、FASB の審議事項とその優先順位の決定、FASB の示した見解に対する助言、FASB からの諮問事項についての協議等、財務報告基準の設定及び改善の過程において統轄的な助言を行う点にある。

## (7) 財務会計基準審議会 (FASB)

会計基準の具体的設定作業を行う機関として1972年に設立された財務会計基準審議会 (FASB) は1973年1月から活動を開始した。FASB は7名の有給常勤の委員で構成され（任期5年、一期だけ再任可能）、そのうち3名は公認会計士でなければならないが、残りの4名は財務報告問題の有識者であれば、公認会計士である必要はないとされた（但し、現在はメンバーの前職や専門分野は問わず、FAF によって会計及び財務に関する有識者であると判断されればよいとされている）。そして、形式上・実質上の独立性を保つために前職における所属機関との関係を絶つことが義務づけられた。また、FASB を側面から支えるために、FASB のプロジェクトに対する専門的意見を提案する専門委員会 (Task Forces) や、財務会計・財務報告に影響を及ぼす緊急問題等に速や

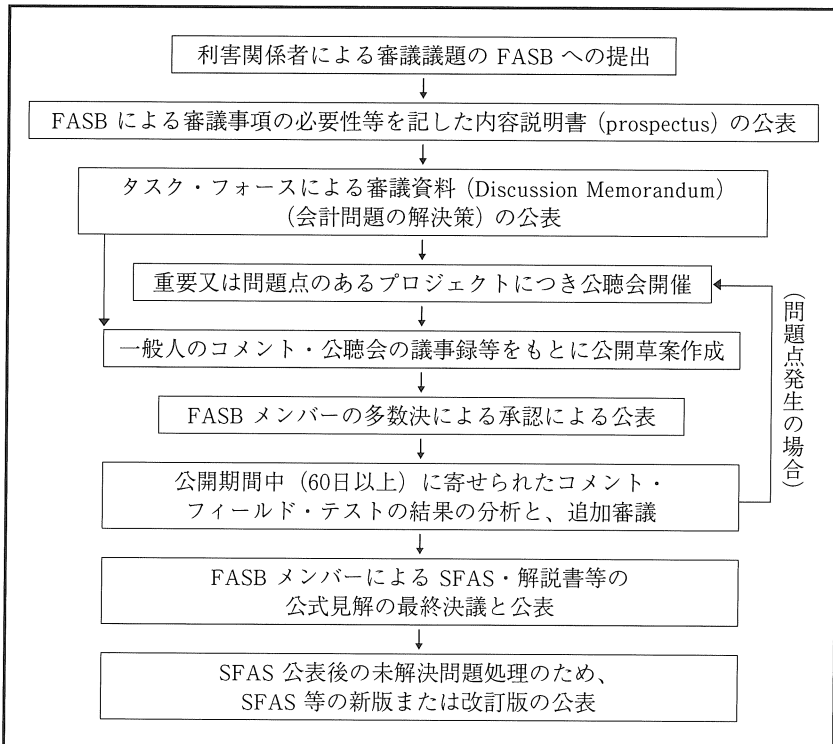


かに対処するための緊急問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force, EITF) が設置された。さらにFASBには、百数十人に及ぶ常勤職員が専門的研究、調査および管理的業務に携わっている。

### (8) FASB の会計基準設定体制

FASB は、新しい会計基準を採択し、公表する過程において、当該基準によって影響を受けると考えられるあらゆる利害関係者の意見を反映させるために、「正規の手続 (due process procedure)」という公開主義 (open system) を採用している。FASBの「正規の手続」を図で表すと次のようになる。

#### FASB の「正規の手続」



FASB は会計基準に関する公式見解をつぎのような形で公表している。

(1)財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards, SFAS)

SFAS は会計処理および開示に関する個別問題の新基準あるいは、改訂基準のステートメントである。

(2)解説書 (Interpretation)

解説書は SFAS, ARB および APB オピニオンの解釈を明確に詳説したものである。

(3)財務会計概念報告書 (Statement of Financial Accounting Concepts, SFAC)

SFAC は GAAP 自体を構成するものではないが、会計基準を設定する際の指針となり、その理論的基礎を形づくる極めて重要な報告書といえる。具体的には、現在までに次のような SFAC が公表され、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、IASC、UN 等、諸外国における「財務会計及び財務報告の概念的枠組み」の形成に多大の影響を及ぼしている。

SFAC 第 1 号「企業における財務報告の目的」(1978年11月公表)

SFAC 第 2 号「会計情報の質的な特性」(1980年 5 月公表)

SFAC 第 3 号「企業の財務諸表の構成要素」(1980年12月公表)

SFAC 第 4 号「非営利組織体における財務報告の基本的目的」(1980年12月  
公表)

SFAC 第 5 号「企業の財務諸表における認識と測定」(1984年12月公表)

SFAC 第 6 号「財務諸表の構成要素—FACS 第 3 号の改訂版」(1985年12月  
公表)

上記のようなステートメントによって①会計代替案の除去と会計基準の統一化、②説得力ある会計基準の設定と情報利用者の意思決定に有用な情報の提供、③会計上の諸問題解決の指針となることや、④情報の相互比較性を高めること、などが期待されている。

なお、現在有効な SFAS は全部で79号あるが、そのうち SFAC の反映されているものは38号あり、SFAC が一応完成された1985年12月以降は年々 FASB 会計基準の基礎概念重視の傾向が強まっている。

以上の他に、FASB スタッフによって作成・公表されているもので、適用指針 (Technical Bulletins, TB) がある。これは、SFAS、解説書、ARB および APB オピニオンの適用上の指針を与えるものであるが、FASB の承認を得たものではないので、GAAP には該当しない。

## (9) 米国における財務報告制度を支える GAAP

現在、米国においては「一般に認められた会計原則 (GAAP)」に従って財務報告が行われているが、この GAAP はその時々を経済的・政治的・社会的な状況に応じて絶えず変化しているために、それらを一まとめにして体系的な企業会計原則として成文化することは極めて困難であり、実際上もそのような開示規定は存在しない。そして、米国の財務報告制度は、一般投資家への有用な情報の提供のために常に機動的に新しい問題に挑戦しつづけることにより世界のトップレベルを維持し続けようとしている。

米国における財務報告制度を支える GAAP は次のものを中心に構成されているとみることができる。

- (1) AICPA 公表の会計研究公報 (ARB)
- (2) AICPA の会計原則審議会基準書 (APB opinions)
- (3) 財務会計基準審議会基準書 (FASB statements)
- (4) 政府会計基準審議会基準書 (Statements of Governmental Accounting Standards Board) (GASB Statements)

ARB および APB オピニオンは、1938年の ASR 第4号によって SEC より「相当の権威ある支持」を与えられており、1973年には FASB の基準書と解説書が ASR 第150号によって「相当の権威ある支持」が与えられ、いずれも法的強制力が付与された。また、1973年には AICPA の倫理要領 (Code of Ethics) の中の規則第203において AICPA 会員による監査は、対象企業の財務諸表が FASB 公表の会計原則に準拠して作成されているか否かを基準に行うことを強制することにした。

現在の米国の GAAP 設定の中核となっているのは FASB であるが、その権

限を付与しているのは SEC であり、SEC はレギュレーション S-X や ASR、FRR の公表を通して、法的側面から GAAP の形成を促進し、また、そのプロセスに介入してきた。

結局、米国の財務報告制度は、SEC による財務諸表の様式・開示等の規制と、FASB による具体的な会計基準の制定という二極体制によって維持されているといえる。

但し、FASB 会計基準は複雑であり、その数も多すぎてそれに準拠するための費用がかかりすぎる（その見返りも少ない）との批判が実務界を中心に行なわれており、将来、FASB の権威が失墜し、その独立性が失われた場合は、パブリックセクターである SEC が直接的な会計規制に乗り出す可能性が非常に高いと思われる。

## 結 び

米国では、1933年証券法および1934年証券取引所法の制定を契機として、会計ディスクロージャー制度の形式面を規定する SEC と、実質面を規定するプライベートセクターとの二極体制で維持されてきた。

しかし、プライベートセクターによる会計原則の設定方式に関しては、設定主体と SEC や産業界等との力関係、あるいは産業界内部での利害調整などにより、会計原則の弾力的適用の問題や、会計原則設定過程の不適切性の問題などが生じた。また、日々、進展する会計実務への適合性といった問題点もあり、世論の批判をも考慮に入れたうえで、その設定機関を CAP から APB、APB から FASB へと変更するなどの機構改革を断行してきた。

特に、FASBは、会計の政治化 (Politicization of Accounting) とそれを背景とした SEC による直接的な会計規制の動向に対するプライベートセクター側の対抗策として設立されたものであった。そして、FASB は「会計の政治化」の克服策として、会計基準設定方式を従来のピースミール・アプローチ中心から、概念的アプローチ中心に転換し、その指導指針として概念的フレームワークを

設定した。

しかし、今後、公的規制移行に向けてのさらなる外圧を防ぐためには、概念的フレームワークのより徹底した精緻化が必要と思われる。また、マクロ的視点に立って、国全体の社会的・経済的秩序の維持あるいは産業界全体の保護等といったことをも考慮に入れた会計基準の設定が望まれる。

また、米国の会計基準は世界でも最先端の水準にあるといわれるが、反面、外国企業はその膨大かつ詳細すぎる会計基準に準拠することを敬遠する傾向があり、さらには、米国企業の国際的競争力の低下を招くといったことも指摘されており、IASCとの調整といった点からも、今後はこういった面への対策も緊急課題といえる。

#### 参考文献

- FASB, *Qualitative Characteristics of Accounting Information, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2.*, FASB May 1980.
- American Institute of Certified Public Accountants, *Condification of Statements on Auditing Standards*, AICPA, 1990.
- Carmichael, D. R. and B. L. Steven, and M. Martin, *Accountants' Handbook*, John Wiley & Sons, 1991.
- Michael N. Chetkovich, *The Accounting Profession Responds to the Challenge of Regulation*, in *Regulation and the Accounting Profession*, edited by John W. Buckley and J. Fred Weston. 1980.
- Johnson, H. V., *Financial Disclosure: An Inquiry into the Essential Meaning of the Concept*. 1973.
- Larry Gene Pointer and Richard G. Schroeder, *An Introduction to the Securities and Exchange Commission*, Business Publications, Inc., 1986.
- K. Fred Skousen, *An Introduction to the SEC*, Southwestern Publishing Co. 1991.
- Allan B. Afterman, *Handbook of SEC Accounting and Disclosure*, Wallen, Gorham & Lamont, 1994.
- Allan B. Afterman, and Romdn H. Johnes, *Accounting and Auditing Disclosure Manual*, Warren Gorham Lamont, 1994.
- Robert F. Richter, *SEC Accounting and Reporting Manual*, Warren Gorham Lamont, 1993.
- Homer Cherrington, *The Investor and the Securities Act*, Da Capo Press, N. Y., 1973.
- Securities and Exchange Commission, *14th Annual Report* (Washington, D. C.: US, Government Printing Office, 1949).
- "Growth of Securities Industry Overloads SEC and Forces it to Ignore Many Cases," *The Wall Street Journal*, (Pecember 16, 1985).

加藤盛弘著『一般に認められた会計原則』森山書店、1995年。

藤田幸男編『国際化時代と会計』中央経済社、平成6年。

新井清光編『会計基準の設定主体—各国・国際機関の現状—』中央経済社、平成5年。

加藤盛弘「アメリカ会計原則設定機関の変遷と会計実務」『同志社商学』第40巻第4号（1988年11月）。

清水哲雄「アメリカの会計原則・基準の発展」『朝日大学経済論集』第12巻第2号、（平成9年12月）。

右山傳「米国におけるディスクロージャー制度の変遷」『桜美林大学エコノミックス』第30号（1993年12月）。

濱田弘作「米国会計原則発達史論一考；1964—67年」『千葉商大論叢』第32巻第3号（1994年12月）。

（付記）本研究は、平成9年度文部省科学研究費「基盤研究(C)(1)」の補助金を受けた研究成果の一部である。